

日程第5. 議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号) 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,300万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億758万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号)について概要説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。まず、今回の補正は、新たな状況の変化に対応するために補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,300万6,000円を追加し、補正後の一般会計予算は135億758万7,000円となります。

続いて、4ページをお願いします。第2表地方債補正について説明します。土木債の都市計画整備事業債は、限度額を1億9,940万円から1,220万円増額し、変更後の限度額は2億1,160万円になります。これは、津嘉山公園整備事業において内示額の変更があったことによるものです。補正後の地方債限度額は5億9,430万円になります。

次に、歳入について説明します。7ページをお開きください。1款3項1目. 軽自動車税1,007万6,000円の増は、新たな課税基準となる検査情報が得られたため税額が確定したことによる計上となっています。

続きまして8ページ。13款2項1目. 民生費国庫補助金419万1,000円増は、保育士の業務効率化のための保育業務支援システム導入や事故防止と事故後の検証体制の強化を図るためのビデオカメラを設置する保育園に対して補助を行う保育対策総合支援事業費補助金の計上で、補助率は4分の3となっています。

続きまして9ページ。14款2項1目. 総務費県補助金222万8,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、新規事業として町を国内外へPRするDVDを作成する文化センター利活用推進事業を実施することによる計上です。5目. 土木費県補助員1,346万4,000円の増は、津嘉山公園整備事業において、県より内示額変更の通知があったことによる計上で、事業費は5,800万円となります。

10ページ。16款1項12目。ふるさと寄付金15万円の増は、お一人の方からの寄付によるもので、歳出15ページのふるさと応援基金積立金に同額を計上します。

11ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金180万3,000円減は、今回の補正予算歳入歳出の調整により基金へ繰り戻しを行うことによるものです。繰り戻し後の財政調整基金残高は1億9,527万円となります。

12ページ。19款5項7目。雑入250万円の増は、平成28年度コミュニティ助成事業助成金の交付決定による一般コミュニティ事業助成金の計上です。

13ページ。20款1項5目。土木債1,220万円の増は、4ページの第2表地方債補正で説明したとおりとなっています。

続きまして、歳出について説明します。14ページ。1款1項1目。議会費96万円の増は、8月26日から9月7日までの日程で沖縄県人ペルー移住100周年記念祝典及びブラジル沖縄県人会創立90周年記念祝典へ議長が参加することによる費用弁償となっています。

15ページ。2款1項1目。一般管理費50万円の減は、14ページで説明した町長の特別旅費96万円、ペルー及びブラジルの町人会へ各10万円、県人会へ各1万円の祝儀として町長交際費22万円の増はありますが、収入事務嘱託員報酬168万円の減によるものです。なお同報酬については、次ページの戸籍・住基窓口業務嘱託員報酬への組替えとなります。6目。目的基金費15万円の増は、歳入の10ページで説明したとおりです。11目。諸費351万円の増は、歳入の12ページで説明しました一般コミュニティ助成事業によるもので、各字・自治会7カ所への助成251万円となっています。今回は、大名、新川、喜屋武、照屋、神里、兼本ハイツ、慶原への予定となっています。それから、熊本県寄付金100万円の計上です。寄付金は、戦時中に本町の児童等が疎開先としてお世話になった熊本県八代市へお送りいたします。

16ページ。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費151万2,000円増は、戸籍・住基窓口業務嘱託員報酬1名の7月から9カ月分126万円、消耗品費25万2,000円は、従来の印鑑登録証の購入費用で、当初マイナンバーカードの交付開始に伴い従来の印鑑登録証の発行数が減ると見込み、計上しておりませんでした。印鑑登録証の交付が予想以上に多く、カードに不足が生じ消耗品費より購入したことによる補填分の計上です。

17ページ。3款2項2目。保育所運営事業559万円の増は、歳入の8ページで説明しました保育対策総合支援事業費補助金に係るもので、備品購入費10万円は宮平保育所のビデオカメラ購入費、保育所等における業務効率化推進事業補助金549万円は、システム導入とビデオカメラを設置する認可保育園5園とビデオカメラ設置のみの1園への補助金の計上です。

18ページ。7款1項1目。商工振興費22万9,000円増は、琉球かすり会館の消防設備修繕のための計上となっています。

19ページ。8款4項1目。都市計画費86万9,000円増は、下水道事業特別会計への繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。2目。公園費2,692万8,000円増は、歳入の

9ページで説明したとおりです。

20ページ。10款2項1目。学校管理費97万2,000円増は、翔南小学校体育館舞台の緞帳が破損しており、取替えのための修繕費の計上です。

21ページ。10款5項4目。文化センター費278万6,000円増は、歳入の9ページで説明した町を国内外にPRするため、町勢要覧や動画等を多言語で説明したDVDを作成するための計上であります。

以上が、議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ビデオカメラについて、事故防止と事故後の検証体制の強化となっているのですけれども、事故検証ということだったら事故が起こったあとに何が起こったかビデオを見るということなら分かります。けれども、事故防止とは子どもたちのいる所をビデオで映して別の所でモニターを見て監視するというようなイメージを受けます。例えばそこに保育士がいなくて子どもたちだけだと、カメラで映してどこかで見ると、そうすれば1人で何教室も見ることができるわけですね。そういうイメージを持つものですから、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

それから、システムを含めての5園、ビデオだけが1園となっているのですけれども、そうすると6園ということになりますよね。保育所はもっとあるわけです。認可園だけでも11園ですか、残りの園はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それからもう1つ。マイナンバーのカードについてなののですけれども、カード交付開始によって従来の印鑑登録の発行数が減ると見込んで予算を計上しなかったと、ところが、印鑑登録証の交付数が予定よりも多かったから不足が生じるということです。ということは、マイナンバーカードが始まったのだけれども、それに印鑑登録証を乗せることが少ないということなのか。転入してきた方にそういうのが多いということなのか。もう少し詳しい説明をお願いできませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まずビデオカメラの設置ですが、議員おっしゃいますようなこのカメラで子どもたちを見て保育をするということでは決してございません。これに関しましては、内閣府で教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインが策定されまして、そのなかでもこのビデオカメラを設置することによって事故の予防、特に事故発生後の検証が重要であると言われております。そ

のため今回、これまで2分の1だった補助を3分の2に上げて推進するよというこがありビデオカメラ等の設置となっておりま。ビデオカメラですから記録機器になりま。睡眠中や水遊び、食事中、そういった活動をやっっていくなかでもこのカメラで録画しておけば、万が一何かがあった場合でもその後の検証で大変有効に活用できるというこが中心になります。

それから、設置数についてですが、当然、事前に全認可保育園にこういうものがありますというこで調査しまして、手を挙げた保育園が今回計上している分でございます。残りの保育園については、既に設置してある所もでございます。それから、システムについても、既存のシステムで十分だという回答の保育園です。そういうこもありまして、事前の調査で手を挙げた保育園への計上となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 2款3項1目の件でございます。印鑑登録証ですね。ご承知のとおり、プラスチックのプレートです。住基カードを発行している当時は、自動交付機で取ることができますよと、また住基カードは即日交付が可能です。それに印鑑登録証、それから自動交付機での対応も付加して発行しておりました。プラスチックのこの印鑑登録証だけは在庫がございましたので、そして発行部数も減ってきました。マイナンバーカードに移行する時もそのような流れでいくであろうと、既存のプレートで事足りると思っていたのですけれども、ご承知のとおりマイナンバーは2カ月、3カ月ぐらいかかります。特に転入者の方は印鑑証明等も必要でございますので、転入なさった方とか印鑑登録された方、印鑑を変える方でどうしてもマイナンバーがないとき、今は住基カードを発行しておりませんので時間のギャップがある。それで予想以上に印鑑登録証の発行が増えたというこでご理解いただきたいと思ひます。旧来のと言ひますか、印鑑登録証だけの発行が増えたというこでの計上となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ビデオカメラについては、手を挙げた所というこで、従来からある所もあると。では、認可保育園については、すべて整っているというこなのでしょううか。国からそれだけ補助があるわけですが、設置しない所もあるのですか。実際にはどうなのでしょううか。

それから、カードについては、マイナンバーカードでやるのだけれども、発行されるまでに時間がかかるので取り敢えずカードを持っておこうというこなのか。マイナンバーがスタートして、実際にこのマイナンバーカードがうまく普及していないというこなのかと思ひたのですが、今の説明を聞くとそうでもないよな感じを受けるものですから、

平成28年第2回定例会6月7日

マイナンバーカードを発行するまでの間、必要なものだというのでやっていると受け取ってよろしいでしょうか。要するに、マイナンバーカードは順調にいつているのだけでも、時間がかかるから持っているのだと、それで不足しているのだということなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。ビデオカメラの設置につきましては、今回、5園が手を挙げておりません。見送っております。そのうちの3園は既に設置済ですと、残り2園につきましては導入することについてまだ検討中で、今後、職員・理事会等で検討していくということで、今回のこの補正には間に合っておりません。園の安全管理において事故防止等のためにビデオカメラの設置が必要だということで、設置されていない所は皆手を挙げているのですが、この2カ所だけは理事会等での検討がまだ必要だということで今回については見送っているという状況です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議員おっしゃるとおりでございます。まず、マイナンバーを申請しても時間的にずれがある、印鑑登録は必要である。もう1つは、今のところ通知カードでいい、マイナンバーカードはまだ発行しませんという方もいます。それはそれぞれの意思でございます。うまくいっていないということでは決してございません。選択があるということ、時間的な差があるということでご理解いただければと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ビデオについても一度お伺いしたいのですけれども、国から補助があるということですが、国としてはやったほうがいいですよという程度なのか。町としてもやるわけですから、それがベターだということだと思っております。あと2園については検討中とのことですが、それも今後進めていくと、皆さん方はそういうおつもりなのでしょうか。要するに、国からはどういう指導、指導と言ってはおかしいでしょうか、補助が出ているものはどういうものなのか、やりなさいなのか、やったほうがいいぐらいのものなのか、どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国においては、先ほどお話しました教育保育施設等における重

大事故の再発防止策における検討会で保育所等でのビデオ設置が重要であると議論されたことから、保育所等におけるビデオの設置の促進を図る、自治体においてはそれを周知するようにというものです。ただ、必ず設置しなさいという義務ではございません。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 保育所の措置権者は、町長だと思います。認可保育園であっても、この制度はもし万が一事故が起こったとき、裁判になるでしょう。そのときに、どこに何の非があったのか、それを検証する非常に大事なものだと思います。だから、手を挙げたからやるのではなくて、子どもの安全面からいっても全園に設置が必要ではないかと思います。その取組をやるべきではないかと思います。手を挙げないからではなくて、措置権者は南風原町長だから、町長の責任で保育園に入園させた、そして万が一事故が発生して裁判沙汰になったとき、行政側に非があったのか、職員に非があったのか、どこに非があっただけでなく、こういう事故が発生したのかを検証することは非常に大事だと思います。そういった面で、今手を挙げた所だけのことですが、私は全園にその取組をすべきだと思いますので私からも質問します。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃいますように、確かにこのビデオカメラは万が一の事故が起こった場合の検証等では大変重要なものだと思います。残り2園についてもこのビデオカメラ設置の推進に関して再度内容等を説明して、できるだけ早く設置できるように取り組んでいきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとう。ぜひそうして欲しい。町民の子どもたちを安全で保育できるよう、親が安心して預けることができるように、そのためにはそういった施設も必要でしょう。ぜひ前向きに、全園に、町民の子どもたちを安全に預かる施策として取り組んで欲しいことを申し上げて質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 3つほど質問します。まず1つは、今の保育園へのビデオ設置についてですけれども、ここでは認可保育園となっています。先ほどの花城清文議員の観点か

らすれば、小規模保育園であっても町長の係わった保育をしているわけですからそこも対象にならなければおかしいのではないかと思います。そこについては全く報告がないのですが、これはどうなっているのか。そういった観点であれば必要だろうと思いますので、その点どうなのか。子どもたちの安全とは、何にも変えられないものですから、ただ、起こったあとの再発防止という観点であれば、もちろん再発防止も大事だけれども、起こる前の防止こそ大事です。起きたあとの検証の話、先ほどの何とか検討委員会は国の機関ですか、そういったところはそうだろうけれども、むしろ起こさないことが大事である。その点で、前回の臨時議会でありました正規の資格を持った保育士以外に町長の認めた保育士という概念が今できていて、そういった保育士も配置できるようになったことは、保育の質という観点からすればむしろ危険度をより高めることになるのではないかと思います。その点、町長はどう考えるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、概要説明の町を国内外へアピールするDVDを作成するとのことですが、この目的からするとこれは文化センターが行う事業となるのでしょうか。町をアピールするというのは、総務課あるいは経済建設部門ですか、その仕事ではないかという思いもあるのですが、なぜこれが文化センターと係わってくるのか私は不自然な感じがします。ですのでこの点を確認します。

それから、町長と議長がブラジルとペルー、それぞれの周年事業に参加されるということで特別に費用が計上されていますけれども、この中身が8月26日から9月7日とかなりの期間にわたって行かれるわけです。この日程はどうなっているのか。議会事務局には提案と同時に配布してくれと申し上げておいたのですが、配布されておりません。委員会でやることになるのかも知れませんが、可能であれば今提出してもらって、他の議員にも配布できるようにしてもらいたい。私は行ったことがありませんけれども、この10日間ですか、すべて行事が行われるということではないだろうと思いますので、どの部分についてこのような支出がなされるのか、それが明確に分かるような、議論ができるような資料が必要である点から、これでは非常に不十分な説明になっていると思います。資料はあるだろうから、ぜひ配布していただきたい。要求いたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。このビデオカメラの導入に関してですが、議員おっしゃいますように、この対象施設については、保育所、それから幼保連携型認定こども園、そして地域型保育事業となっております。本町では、この地域型保育事業のなかの小規模保育を2園認可しまして4月、そしてこの6月に開所しております。この開所のタイミングとわれわれが調査して周知していくところで、この小規模保育事業所についてはそれが行き届いていない部分がございます。これからこの2事業所に、しっかり説明して、

平成28年第2回定例会6月7日

導入の方向で取り組んでいきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、DVD作成の業務がなぜ文化センターなのかというご質問にお答ひします。このDVD作成は、町の文化・歴史、また観光産業資源として国内外に発信するDVDを作成するものですが、こちらの資料としては既存の資料を活用して加工・編集していきたいと考えています。その資料が文化センターに豊富にあること、また10月には世界のウチナーンチュ大会が開催されます。そこでも活用を考えています。そのウチナーンチュ大会では、今回、文化センターに事務局を置く予定でありますので、そのことも踏まえて生涯学習文化課でこの事業をすることとしております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前10時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議長と町長の特別旅費に関連するご質問でございますが、今お手元に今回の南米派遣団の予定表が配布されていると思ひます。ご承知のとおり、ペルー、ブラジルはわが国から一番距離がある国となっております。ご覧いただければ分かると思うのですが、13日の行程ではあります地上泊は10泊であります。ペルーの移住110周年祝典は8月28日です。ブラジルの式典が9月4日でございます。時間的には行って戻ってまた行くことも可能ですが、費用もどうということになるかは説明するまでもないと思ひます。それから、11町村の首長、議長がこのもっとも離れた国に移民された子弟の方々の団体とお会いするということで、当然、この関係企業の視察、激励、その他きちんとした祝典ではなくてもそれぞれの市での交流もあるというような日程です。

それから、先ほどDVDの関係でも触れておりましたが、今年にはウチナーンチュ大会もでございます。それについての案内も各所で行われるということでございます。先ほどもお話したように、わが国から最も遠くにある国ですね。それらの国へ移民した子弟の皆さん、もちろん1世の方もおられるかも知れませんが、その他の方々への激励とか感謝とか、その式典へのご案内も県人会から届いているということで、この日程等について私たちは適正であるということでの今回の計上となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 詳しい日程も見せていただいたわけで、中身については委員会で審

査していきたいと思っています。先ほど保育所の安全についてお聞きしましたが、部長からは地域型ですか小規模保育なども対象だと説明がありました。それはそれで理解しました。ただ、私は先ほど言いましたように起こったあとの検証ももちろん大事だけれども、起こさないことのほうがもっと大事だと思います。そういったことの努力は常にやられていなければいけないと思いますので、先ほど町長に聞いたけれども返事がありませんでした。文言は正確ではありませんけれども、保育士の資格は持っていなくても一定の研修を受けて町長が認めた方は保育の現場に就いてもらうことができるということでございました。そういったことは、安全を確保する観点、もちろん、保育園は安全さえ確保されていればいいというものではございません。お子さんに成長してもらうことも大事な観点ですし、物として預かって物として返せばいいという話ではないわけですから、その保育の中身も大事ですから、そういった観点から町長はどのように考えるのか改めて町長にお伺いしておきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほど民生部長には私の代わりに答えてもらったものだとご理解をお願いし、私の答えだと捉えてよろしいかと思います。保育園においては、待機児童解消とまたそれだけではなくて親として保育園に預けて成長させてもらう、発達の段階の課程でもあるということで、そのためには安心して安全で過ごしてもらいたい、成長してもらいたい。そのなかでのビデオ設置は、全体的に目配りをしているつもりでも欠けている場合もあろうかと、そこでビデオを見て、ここは対応の仕方を変えたほうがいいのか検証にもつながるものだと、ですから私は、ビデオ設置は大事ではないかと思っております。事故が起こる・起こらないという問題ではなくて、危険度を察知することが大事であると、そういう面で必要性を考えております。

また、保育士の免許を持っていなくても研修を受けてやるということについて、本来は資格を持った方々がやるのが望ましいのですが、今の社会状況では保育士が足りない。でもどうしても緊急を要している今日でありますので、研修を積んでがんばってもらいたい。これは長期間やるものではなくて短期間、今の実情を把握するため大事だと、保育士の免許を持った方々に変えていくまでの助走期間だと思っております。できるだけ保育士の資格を持った方々が園児をみるのが大事だと思っておりますがしかし、足りない状況であり、緊急として研修を受けて保育業務にがんばってもらうという思いでやっていることはご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ビデオカメラの設置がどうかという議論とは少し離れるかも知れま

せんけれども、今の町長のご答弁は正確ですか。課長なり部長なり。保育士の資格を持たない者であっても一定の要件を満たせば保育園に入れるというのは、一定期間なのですか、期間が定められているのですか。それともそうでないのか。正確に町長は認識すべきだと思いますので質問しておきます。

それから、全然違うことかも知れませんが、ビデオカメラを入れることで危険が防止できると私は思いません。起きたときにその検証にはなるかも知れないけれども。それから、保育されている現場すべて網羅できるのか。外へお散歩にも行くいろいろな保育のパターンがある。すべてをビデオカメラがキャッチできるのか非常に疑問ですし、その点はいかななものかと思えます。これはもっと飛躍しますけれども、刑事訴訟法の改正問題で警察の取り調べの可視化の問題は先送りされながら、保育の現場にはどんどん入れようというのは何かおかしいという感じも受けます。

それと、DVD作成の件で文化センターが担うとのことですがけれども、資料が豊富にある、それはそうでしょう。そうであっても、町をPRすべき部門がその資料を活用して作成するのが本来の姿であろうと思えますし、あるいはPRは広報活動という点で総務部の仕事ですよ。あるいは町内・町外、国外からのお客さんに南風原町へ来てもらうということであれば、経済部門の仕事だと思います。その点、研究と言うのか学術と言うのかそういうところに注力すべきが文化センターだと思うのですけれども、そこに発信だとか誘客というところまで担わせるというのは非常にどうなのかという思いがあります。平和発信の場である文化財でもある壕についても、文化センターがその平和発信の資料としての観点からやるべきものを観光客誘致という観点でみていくというのも町全体から歪な感じを持ちます。そういった点で、今のDVDの問題はどうもそういった流れに乗っているのではないかという意味で、そこはしっかり役割分担をすべきだと申し上げて終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第2号)については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。